

旭川工業高等専門学校		開講年度	平成29年度 (2017年度)	授業科目	知的財産権論
科目基礎情報					
科目番号	0024	科目区分	一般 / 必修		
授業形態	講義	単位の種別と単位数	学修単位: 1		
開設学科	一般人文科	対象学年	5		
開設期	前期	週時間数	前期:2		
教科書/教材	知的財産法 (有斐閣アルマ)、産業財産権標準テキスト総合編 (特許庁編)				
担当教員	谷口 牧子				
到達目標					
<p>1.説明責任、内部告発、製造物責任、リスクマネジメントなど、技術者の行動に関する基本的事項を理解し、説明できる。</p> <p>2.技術者を指す者として、知的財産に関する知識 (関連法案を含む)、技能、態度を身につける。</p> <p>3.知的財産の社会的意義や重要性を技術者として理解し、知的創造サイクルを支えることができる。</p> <p>4.技術者を指す者として、知的財産を意識した創造性を発揮できる。</p>					
ループリック					
	理想的な到達レベルの目安	標準的な到達レベルの目安	未到達レベルの目安		
評価項目1 (B-1, B-2, B-3)	説明責任、内部告発、製造物責任、リスクマネジメントなど、技術者の行動に関する基本的事項を十分に理解し、説明できる。	説明責任、内部告発、製造物責任、リスクマネジメントなど、技術者の行動に関する基本的事項を理解し、説明できる。	説明責任、内部告発、製造物責任、リスクマネジメントなど、技術者の行動に関する基本的事項を理解し、説明できない。		
評価項目2 (B-1, B-2, B-3)	技術者を指す者として、知的財産に関する知識 (関連法案を含む)、技能、態度を十分に身につける。	技術者を指す者として、知的財産に関する知識 (関連法案を含む)、技能、態度を身につける。	技術者を指す者として、知的財産に関する知識 (関連法案を含む)、技能、態度を身につけられない。		
評価項目3 (B-1, B-2, B-3)	知的財産の社会的意義や重要性を技術者として十分に理解し知的創造サイクルを支えることができる。	知的財産の社会的意義や重要性を技術者として理解し知的創造サイクルを支えることができる。	知的財産の社会的意義や重要性を技術者として理解し、知的創造サイクルを支えることができない。		
評価項目4 (B-1, B-2, B-3)	技術者を指す者として、知的財産を意識した創造性を十分に発揮できる。	技術者を指す者として、知的財産を意識した創造性を発揮できる。	技術者を指す者として、知的財産を意識した創造性を発揮できない。		
学科の到達目標項目との関係					
<p>学習・教育到達度目標 一般人文科の教育目標 ③ 学習・教育到達度目標 本科の教育目標 ①</p> <p>JABEE B-1 JABEE B-2 JABEE B-3</p> <p>JABEE基準 a JABEE基準 b</p>					
教育方法等					
概要	知的財産権関連法についての理解を深め、特許明細書の書き方や特許電子図書館の検索実習等を通し特許を中心とした知的財産権に関する実務的な知識を身に付けることを目指す。 知的財産権の特色や重要性を学んだうえで、特許明細書の書き方を習得する。				
授業の進め方・方法	座学及び演習形式で授業を進める 期末試験の際に、特許明細書を完成させる				
注意点	<p>日本が今後もグローバル化の進展する国際社会において技術立国の地位を保つには、特許等の取得を意識した技術開発を目指すことが、エンジニアになろうとする者たちに求められていることを認識する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育プログラムの学習・教育到達目標の各項目の割合はB-1(20%)、B-2(50%)、B-3(30%)とする。</li> <li>・総時間数45時間 (自学自習15時間)</li> <li>・自学自習時間 (15時間) は、日常の授業 (30時間) に対する予習復習、レポート課題の解答作成時間、試験のための学習時間を総合したものである。</li> <li>・評価については、合計点数が60点以上で単位修得となる。その場合、各到達目標項目の到達レベルが標準以上であること、教育プログラムの学習・教育到達目標の各項目を満たしたことが認められる。</li> </ul>				
授業計画					
前期	1stQ	週	授業内容	週ごとの到達目標	
		1週	オリエンテーション I 知的財産権制度の誕生と産業発展の歴史	知的財産権制度が国の産業発展にどのように貢献しているのかについて理解できる。	
		2週	II 基礎的な特許検索実習	特許検索システムな基本的な利用できる。	
		3週	III 知的財産権関連法概説①	知的財産権制度に関する条約から国内法までの概要を理解できる。	
		4週	III 知的財産権関連法概説②	知的財産権制度に関する条約から国内法までの概要を理解できる。	
		5週	III 知的財産権関連法概説③	知的財産権制度に関する条約から国内法までの概要を理解できる。	
		6週	III 知的財産権関連法概説④	知的財産権制度に関する条約から国内法までの概要を理解できる。	
		7週	III 知的財産権をめぐる争訟と不正競争防止法および製造物責任法①	知的財産権をめぐる国内外の紛争を素材として、特許を中心とした知的財産権の重要性を理解できる。	
	8週	III 知的財産権をめぐる争訟と不正競争防止法および製造物責任法②	知的財産権と不正競争防止法との関連を理解できる。		
	2ndQ	9週	III 知的財産権をめぐる争訟と不正競争防止法および製造物責任法③	産業財産権と製造物責任法との関連を理解できる。	
		10週	IV 特許と発明 特許明細書関係の実習及び特許検索実習①	産業財産権の中で最も重要である特許に関し、明細書の書き方や電子図書館の利用を通して、実務上の具体的な出願方法等を理解できる。	
		11週	IV 特許と発明 特許明細書関係の実習及び特許検索実習②	産業財産権の中で最も重要である特許に関し、明細書の書き方や電子図書館の利用を通して、実務上の具体的な出願方法等を理解できる。	
12週		IV 特許と発明 特許明細書関係の実習及び特許検索実習③	産業財産権の中で最も重要である特許に関し、明細書の書き方や電子図書館の利用を通して、実務上の具体的な出願方法等を理解できる。		

	13週	IV特許と発明 特許明細書関係の実習及び特許検索実習④	産業財産権の中で最も重要である特許に関し、明細書の書き方や電子図書館の利用を通して、実務上の具体的な出願方法を理解できる。
	14週	知的財産高等裁判所の機能および内閣官房知財推進事務局の役割	知財に関わる司法機関と行政機関の役割を理解できる。
	15週	WIPOや WTOの役割	WIPOや WTOの役割について理解できる
	16週	期末試験	

### モデルコアカリキュラムの学習内容と到達目標

分類	分野	学習内容	学習内容の到達目標	到達レベル	授業週	
基礎的能力	人文・社会科学	社会	地歴・公民	現代科学の考え方や科学技術の特質、科学技術が社会や自然環境に与える影響について理解できる。	3	
				社会や自然環境に調和し、人類にとって必要な科学技術のあり方についての様々な考え方について理解できる。	3	
	工学基礎	技術者倫理(知的財産、法令順守、持続可能性を含む)および技術史	技術者倫理(知的財産、法令順守、持続可能性を含む)および技術史	技術者倫理が必要とされる社会的背景や重要性を理解し、社会における技術者の役割と責任を説明できる。	3	
				説明責任、製造物責任、リスクマネジメントなど、技術者の行動に関する基本的な責任事項を説明できる。	3	
				技術者を指す者として、社会での行動規範としての技術者倫理を理解し、問題への適切な対応力(どのように問題を捉え、考え、行動するか)を身に付けて、課題解決のプロセスを実践できる。	3	
				情報技術の進展が社会に及ぼす影響、個人情報保護法、著作権などの法律について説明できる。	3	
				高度情報通信ネットワーク社会の中核にある情報通信技術と倫理との関わりを説明できる。	3	
				知的財産の社会的意義や重要性の観点から、知的財産に関する基本的な事項を説明できる。	3	
				知的財産の獲得などで必要な新規アイデアを生み出す技法などについて説明できる。	3	
				技術者の社会的責任、社会規範や法令を守ること、企業内の法令順守(コンプライアンス)の重要性について説明できる。	3	
技術者を指す者として、諸外国の文化・慣習などを尊重し、それぞれの国や地域に適用される関係法令を守ることの重要性を把握している。	3					
全ての人が将来にわたって安心して暮らせる持続可能な開発を実現するために、自らの専門分野から配慮すべきことが何かを説明できる。	3					
			技術者を指す者として、平和の構築、異文化理解の推進、自然資源の維持、災害の防止などの課題に力を合わせて取り組んでいくことの重要性を認識している。	3		

### 評価割合

	試験	発表	相互評価	レポート	ポートフォリオ	その他	合計
総合評価割合	60	20	0	20	0	0	100
基礎的能力	50	10	0	10	0	0	70
専門的能力	0	0	0	0	0	0	0
分野横断的能力	10	10	0	10	0	0	30